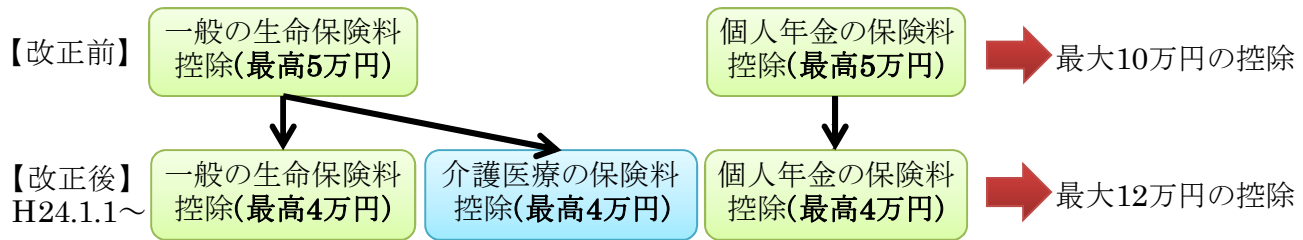

今月のテーマ 生命保険料控除の改正について(所得税)

生命保険料控除は平成22年の税制改正により、平成24年1月1日以後に締結した介護・医療保険の保険料について、従来の控除額とは別枠で控除が認められるようになりました。またそれに伴い生命保険料控除額が最大12万円まで適用が拡大されます。今年の平成24年度の年末調整、確定申告から適用となりますので、注意が必要です。(なお、住民税については平成25年度から改正となります。)

1. 改正の概要



2. 改正前の生命保険料控除

平成23年12月31日以前に生命保険会社等と締結した契約にかかる一般の生命保険料控除額(介護・医療保険を含みます。)と個人年金保険料控除額はそれぞれ次の区分に応じて計算します。

| 支払保険料の額 | 控除額 |
|---------------------|---------------------|
| 25,000円以下 | 支払保険料の全額 |
| 25,000円超 50,000円以下 | 支払保険料の額×1/2+25,000円 |
| 50,000円超 100,000円以下 | 支払保険料の額×1/4+12,500円 |
| 100,000円超 | 50,000円 |

3. 改正後の生命保険料控除

平成24年1月1日以後に生命保険会社等と締結した契約にかかる一般の生命保険料控除額、介護医療保険料控除額と個人年金保険料控除額はそれぞれ次の区分に応じて計算します。なお、改正前の控除額の8割の水準になります。

| 支払保険料の額 | 控除額 |
|--------------------|---------------------|
| 20,000円以下 | 支払保険料の全額 |
| 20,000円超 40,000円以下 | 支払保険料の額×1/2+20,000円 |
| 40,000円超 80,000円以下 | 支払保険料の額×1/4+10,000円 |
| 80,000円超 | 40,000円 |

4. 旧契約の生命保険と新契約の生命保険がある場合

旧契約(平成23年12月31日以前に締結した契約)の生命保険と新契約(平成24年1月1日以後に締結した契約)の生命保険の両方がある場合には、一般の生命保険料・個人年金生命保険料について、それぞれ次の区分に応じて計算した金額で一番大きい金額となります。なお、一般の生命保険料控除額、介護医療保険料控除額と個人年金保険料控除額の合計額が12万円を超える場合には、生命保険料控除額は12万円となります。

| 適用する生命保険料控除 | 控除額 |
|--------------------------|--|
| 旧契約のみ生命保険料控除を適用 | 上記2の区分に従い計算した金額 |
| 新契約のみ生命保険料控除を適用 | 上記3の区分に従い計算した金額 |
| 旧契約と新契約の両方について生命保険料控除を適用 | 上記2の区分に従い計算した金額+上記3の区分に従い計算した金額(最高4万円) |

【具体例】一般の生命保険料が旧契約89,000円、新契約59,000円である場合の生命保険料控除額

- ①旧契約のみ $89,000 \text{円} \times 1/4 + 12,500 \text{円} = 47,250 \text{円}$
- ②新契約のみ $59,000 \text{円} \times 1/4 + 10,000 \text{円} = 34,750 \text{円}$
- ③両方 ①+②=82,000円 > 40,000円 ∴40,000円
- ④一番大きい金額 ∴① 47,250円